

石狩市用

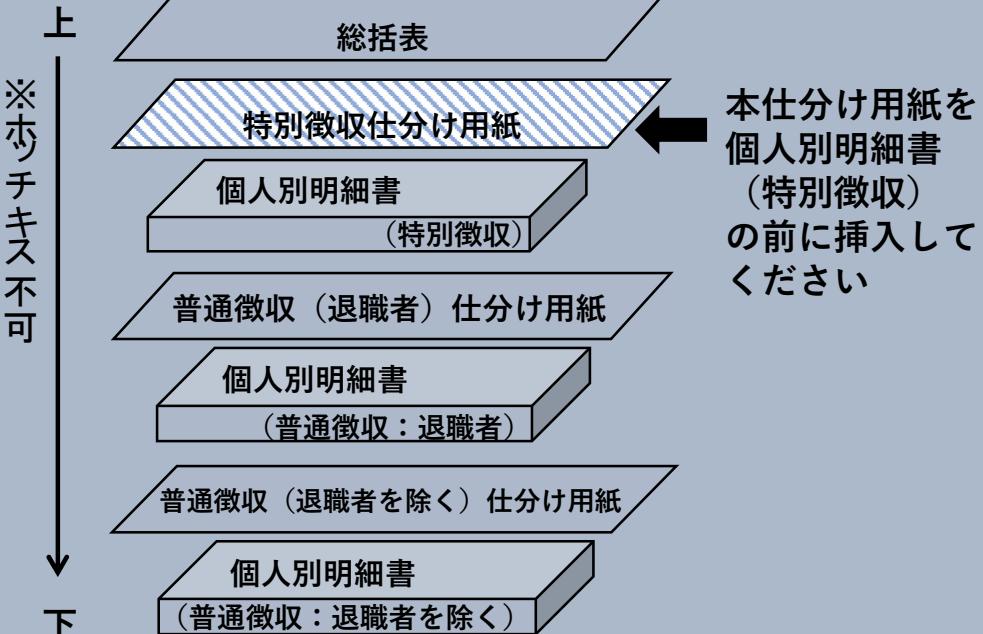
※提出する際は、クリップ等で束ねてください。
(ホッチキス不可)

(仕分け用紙)

特別徴収

特別徴収をする人 名

給与支払報告書の綴り順



石狩市用

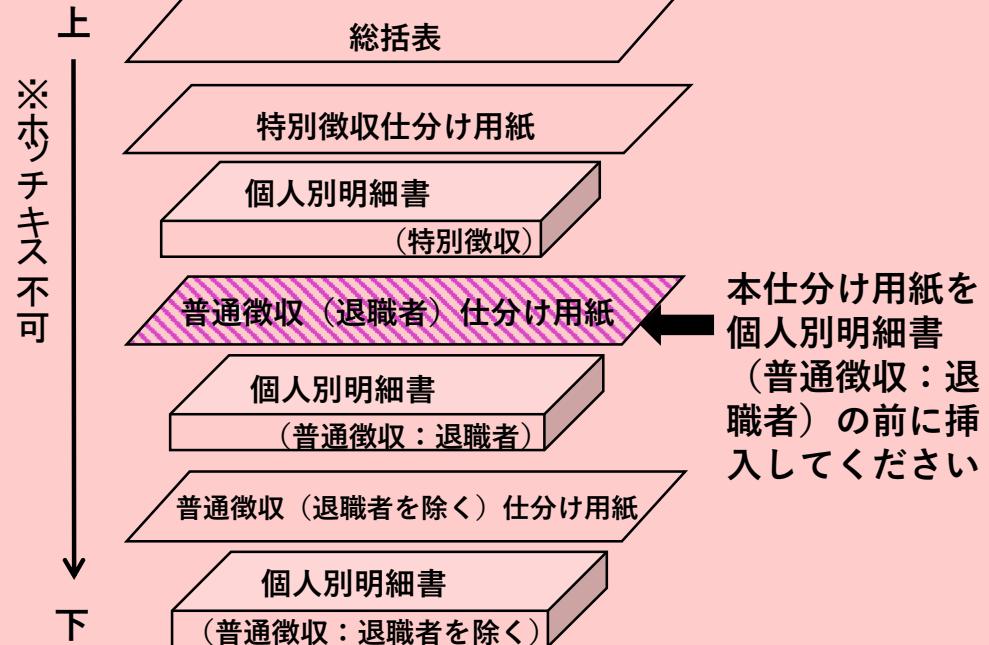
※提出する際は、クリップ等で束ねてください。
(ホッチキス不可)

(仕分け用紙)

普通徴収 (退職者)

普通徴収(退職者)をする人 名

給与支払報告書の綴り順



石狩市用

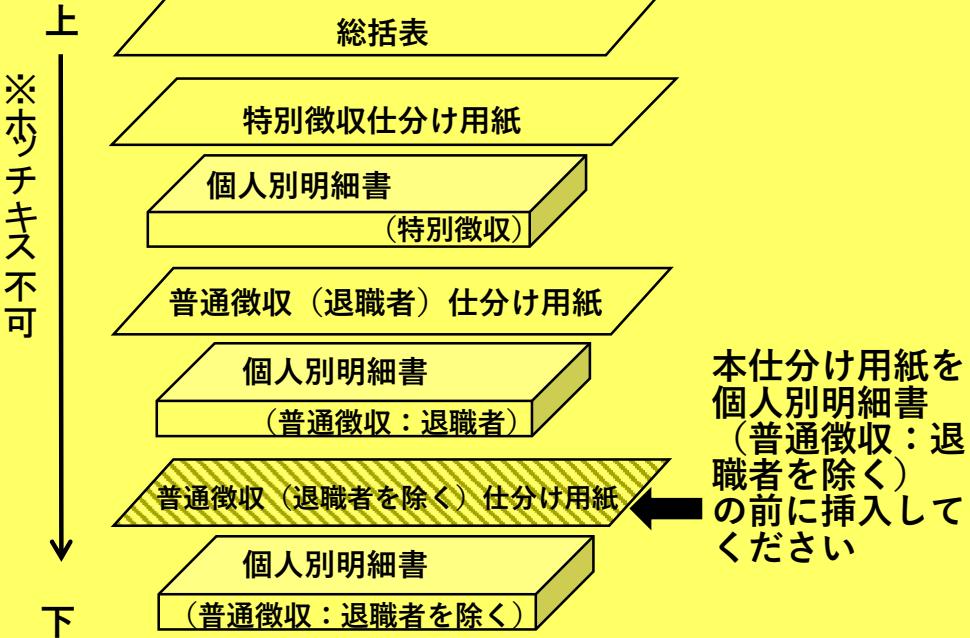
※提出する際は、クリップ等で束ねてください。
(ホッチキス不可)

(仕分け用紙)

普通徴収 (退職者を除く)

普通徴収(退職者を除く)をする人 名

給与支払報告書の綴り順



石狩市への給与支払報告書の提出方法

※詳細は、国税庁発行の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご覧ください。

1. 電子申告による場合

eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用して提出できます。
詳しくはeLTAXのHP(<https://www.eltax.ita.go.jp/>)をご確認願います。

2. 郵送による場合

〈提出書類〉

・給与支払報告書(総括表)

本市へ提出する総括表は、石狩市役所HPに掲載している様式をダウンロードしてご使用ください。

・給与支払報告書(個人別明細書2,3枚綴りの1枚目)

個人別明細書の様式は、所轄の税務署へ問い合わせて入手頂くか、石狩市役所HPに掲載している様式をダウンロードしてご使用ください。

個人別明細書の提出枚数は、1人につき1枚です。

・仕分け用紙

石狩市役所HPに掲載している様式をダウンロードして使用し、給与支払報告書(個人別明細書)を「特別徴収」分、「普通徴収(退職者)」分、「普通徴収(退職者を除く)」分の順番に分けて提出願います。

注意

- ・上記以外の法定調書は税務署へ直接提出してください。市を経由しての提出はできません。
- ・提出する際は、クリップ等で束ねてください(ホッチキス不可)。
- ・令和7年度税制改正については、石狩市公式HPや国税庁HPをご参照願います。

石狩市公式HP

令和7年度税制改正(いわゆる年収の壁への対応)の概要 ▶

